

平成24年6月

建設業者団体の長 殿

東京都都市整備局市街地建築部建設業課長

建設業施行規則及び関連告示の改正について

日頃より、本都事業の施行に当たり、御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

すでに御承知のこととは思いますが、建設業者の社会保険加入の促進等を図ることを目的として、平成24年5月1日付けで、建設業施行規則及び関連告示の改正されました。

つきましては、貴職あてに別添文書を送付しますので、関係者への周知いただければ幸いです。

東京都都市整備局市街地建築部

建設業課建設業指導係

猪俣・藤岡 TEL 03-5388-3358

FAX 03-5388-1356

建設業法施行規則及び関連告示の改正について

建設業者の社会保険加入の促進等を図るため、平成24年5月1日付けで建設業法施行規則及び関連告示が改正されました。

これに伴い、経営事項審査の審査基準や許可申請の提出書類等が以下のように変更になります。

● 経営事項審査の審査基準の改正（平成24年7月1日施行）

平成24年7月1日より、経営事項審査の審査項目が変更になり、新しい基準を適用し審査を行います。（以下、新しい基準を適用した経営事項審査を「新経審」といいます。）

1 審査基準の改正内容

（1）社会保険未加入企業に対する減点幅の拡大

- 社会保険の加入状況については、「雇用保険」、「健康保険及び厚生年金保険」の2項目で審査していましたが、「健康保険及び厚生年金保険」を「健康保険」と「厚生年金保険」に分け、「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」の3項目で審査を行います。
- 未加入の場合の各項目の減点幅を30点から40点に拡大します。

現基準		新基準	
雇用保険未加入	△30	雇用保険未加入	△40
健康保険及び 厚生年金未加入	△30	健康保険未加入	△40
		厚生年金未加入	△40
計	△60	計	△120

（2）海外子会社の経営実績の評価

本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とします。

- ①外国子会社の完成工事高
- ②親会社及び外国子会社の利益額及び自己資本額

※ 申請方法等詳細については国土交通省土地・建設産業局建設業課国際建設振興室にお問い合わせください。

2 新経審の申請開始日（予約制）

都知事許可業者の申請については平成24年7月2日（月）分から、大臣許可業者の申請については6月22日（金）分から、それぞれ開始します。なお、申請開始日以降は、新様式での申請をお願いします。

予約は、これまで同様、直接来庁の上、審査日をお申し込みください。予約の際は、審査対象事業年度の変更届出書（決算）の副本を提示してください（電話による予約はできません。）。

3 提出書類（必須書類のみ）

- ① 新経審による「申請書」（正本・副本）
 - ・ 経営規模等評価申請書（20001 帳票）
 - ・ 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）
 - ・ その他の審査項目（20004 帳票） 新様式
 - ・ 技術職員名簿（20005 帳票）
- ② 経営状況分析結果通知書

4 改正項目に係る提示書類（審査基準日に係るもの。知事許可業者のみ）

- ① 雇用保険
加入有の場合は次のどちらかを提示してください。
 - ・ 雇用保険領収書及び労働保険概算確定保険料申告書（原本）
 - ・ 保険料納入証明書（原本）
- ② 健康保険
加入有の場合は次のどちらかを提示してください。
 - ・ 保険料納入告知書兼領収書（原本）（日本年金機構、健康保険組合発行）
 - ・ 保険料納入証明書（原本）（日本年金機構、健康保険組合発行）
- ③ 厚生年金保険
加入有の場合は次のどちらかを提示してください。
 - ・ 保険料納入告知書兼領収書（原本）（日本年金機構発行）
 - ・ 保険料納入証明書（原本）（日本年金機構発行）

●再審査について（概要）

1 申請ができる方

再審査申請時点において、既に改正前の経営事項審査制度（以下「旧経審」といいます。）による結果通知書が有効期限内にあり（※）、かつ、建設業の許可を有している建設業者で、再審査を希望する方

※ 再審査を受けようとする日の1年7か月前の日以降を審査基準日（決算日）とし、既に、旧経審による経営事項審査結果通知書の交付を受けている建設業者（例：平成24年10月1日に再審査の申請をすることができるのは、平成23年3月以降の決算日で結果通知書を受けている方）

入札に際して新経審での申請が必要かどうかは、発注者（国、地方公共団体等）にお尋ねください。

なお、東京都の建設工事等競争入札参加資格については、財務局経理部契約第一課にお尋ねください。

また、国土交通省から各公共発注機関の長に対して、旧経審での基準に基づく審査結果と新経審での新基準に基づく審査結果は、競争参加資格審査においても同等に取り扱うことが可能である旨の通知をしております。（別紙参照）

2 再審査期間及び日時

平成24年7月1日から同年10月29日までの期間。この期間内で任意の日時を定めて申請を受け付けます。(予約は必要ありません。)

7月の審査日は、知事許可業者・大臣許可業者とも、9日(月)、12日(木)、19日(木)、23日(月)、26日(木)、30日(月)で、いずれも、午後4時から受け付けます。(通常審査終了後に開始する予定です。午後4時45分までには御来場ください。)なお、8月以降の審査日は、確定次第、都市整備局のホームページへ掲載し、また、3階の建設業課受付、経営事項審査会場でお知らせします。

3 申請手数料

無料

4 申請場所

都庁第二本庁舎20階 北側 (通常の審査と同様)

5 申請書類 (提出書類) 及び提示書類

提出書類：① 新経審による「申請書」(正本・副本)

- ・ 「その他の審査項目(社会性)」以外の様式の変更はありません。
- ・ 都市整備局のホームページからダウンロード可能です。また、(財)東京都弘済会 弘済会アシスト(都民広場地下南側 電話 03-5381-6335)で購入できます。

② 「経営状況分析結果通知書」のコピー(再審査対象事業年度のもの)

※ 「確認書」の提出は不要です。

提示書類：① 旧経審による「経営事項審査申請書の副本」(原本：再審査対象事業年度のもの)及び「経営事項審査結果通知書」(原本：再審査対象事業年度のもの)

② 健康保険及び厚生年金保険加入の有無の確認に係る裏付け資料(「6 健康保険及び厚生年金保険加入の有無の確認について」を参照)

6 健康保険及び厚生年金保険加入の有無の確認について

本改正により、「健康保険」と「厚生年金保険」の加入に係る審査項目が分割されたことに伴い、両保険の加入の有無を個別に評価する必要があります。つきましては、旧経審での評価項目の「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」が「無」となっていて、新経審での申請に当たって、「健康保険」と「厚生年金保険」のどちらか一方を「1. 加入有」で申請する場合には、次のいずれかの書類を提示してください。(審査基準日に係るもの)

- ・ 保険料納入告知書兼領収書(原本)(日本年金機構、健康保険組合発行)
- ・ 保険料納入証明書(原本)(日本年金機構、健康保険組合発行)

また、両保険のどちらか一方を「3. 適用除外」で申請する場合は、適用除外であることがわかる書類(年金事務所の押印がある適用除外承認書など)を提示してください。

なお、年金事務所で健康保険の適用除外の承認を受けて全国土木建築国民健康保険等の国民健康保険に加入している場合は、「健康保険の加入の有無」については、「3. 適用除外」となります。

7 申請書の作成方法

再審査の対象は改正項目のうち、健康保険及び厚生年金保険加入の有無についてのみですが、申請書にはすべての項目を記入してください。

① 様式「経営規模等評価再審査申立書」

前回申請後に、所在地・電話番号・代表者等を変更した場合は、申請書に変更後の事項を記入し、併せて該当する変更届出書の提示もお願いします。また、許可内容に変動があった場合（般・特新規、業種追加、廃業など）も、変動に係る許可申請書、廃業届などの提示もお願いします。

② 様式「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」及び様式「技術職員名簿」

再審査の対象項目ではありませんので、原則として、旧経審の申請書に記載されているものと同様の数字等を記入してください。

③ 様式「その他の審査項目（社会性）」

「健康保険加入の有無」及び「厚生年金加入の有無」の項目以外は、旧経審の申請書に記載されているものと同様の数字等を記入してください。

8 申請に関する注意事項

- ・ 海外子会社の経営実績を評価対象として申請する場合は、事前に国土交通大臣の認定を受けた後に、東京都に申請してください。
- ・ 再審査を申請する必要性が低い場合は、再審査申請をせず、できる限り、通常の申請をお願いします。
- ・ 上記1から4については、知事許可業者、大臣許可業者とも共通ですが、5以降は、知事許可業者のみを対象としております。大臣許可業者について不明な点は、国土交通省関東地方整備局へお尋ねください。

● 建設業許可申請書の添付書類の追加（平成24年11月1日施行）

許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書類を提出していただきます。

- ※ 経営事項審査については、東京都都市整備局のホームページもあわせて御覧ください。
許可の手続き等詳細については、確定し次第、ホームページ等でお知らせします。

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

電話 03-5321-1111 (代表)

◎経営事項審査

建設業指導係

内線 30-681、30-682

◎許可申請

審査係

内線 30-661、30-666